

# 報告・連絡書

平成 29 年 6 月 30 日

|             |              |                 |   |               |  |   |
|-------------|--------------|-----------------|---|---------------|--|---|
| 村長<br>***** | 副村長<br>***** | 村民生活部長<br>***** | 課長<br> | 課長補佐<br>***** | 課員<br><br><br><br> | 村民生活部 防災原子力安全課<br>消防防災・原子力安全担当<br>記録者職氏名印<br>課長補佐 川又 則夫 |
| 相手方(会議名)    |              |                 | 合議  |               | 区分<br><del>会議</del> <del>電話</del> <del>来訪</del> その他  |   |

主題

## 第 3 回東海第二地域原子力防災協議会作業部会について

内容

平成 25 年 9 月 3 日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域ごとに課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置するとされた。

本協議会は、過去 1 年半ほど前、国と茨城県により開催されたきりとのことであったが、このたび、第 3 回が開催され、出席したので、下記に要旨を報告する。

### 記

#### 1. 日 時

平成 29 年 6 月 29 日(木)・午後 1 時 15 分～4 時

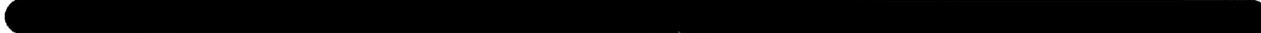
#### 2. 場 所

茨城県原子力オフサイトセンター(全体会議室)

#### 3. 出席者(以下、敬称略)

菊池敬、川又則夫。その他、国・自治体、日本原子力発電機からの出席者は次のとおり。

- ① 内閣府政策統括官(原子力防災担当付)参事官(地域防災・訓練担当)付 >>>   
  

- ② 原子力規制委員会原子力規制庁 >>> ,  (原子力規制庁  
東海・大洗原子力規制事務所  
- ③ 経済産業省資源エネルギー庁 >>>   
  

- ④ 茨城県生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課 >>>   

- ⑤ 茨城県保健福祉部厚生総務課 >>> 
- ⑥ 茨城県保健福祉部薬務課 >>> 
- ⑦ 日立市(総務部生活安全課) >>> 

- ⑧ ひたちなか市(市民生活部生活安全課) >>> [REDACTED]  
[REDACTED]
- ⑨ 那珂市(市民生活部防災課) >>> [REDACTED]
- ⑩ 水戸市(市民協働部防災・危機管理課危機管理室) >>> [REDACTED]  
[REDACTED]
- ⑪ 常陸太田市(総務部防災対策課) >>> [REDACTED]
- ⑫ 高萩市(市民生活部危機対策課) >>> [REDACTED]
- ⑬ 笠間市(総務部総務課) >>> [REDACTED]
- ⑭ 常陸大宮市(市民生活部安全まちづくり推進課) >>> [REDACTED]
- ⑮ 鉾田市(市民部総務課) >>> [REDACTED]
- ⑯ 茨城町(総務部総務課) >>> [REDACTED]
- ⑰ 大洗町(生活環境課) >>> [REDACTED]
- ⑱ 城里町(総務課地域防災室) >>> [REDACTED]
- ⑲ 大子町(総務課) >>> [REDACTED]
- ⑳ 日本原子力発電(株)東海事業本部 >>> [REDACTED]  
[REDACTED]

#### 4. 配布資料

- ① 泊地域の緊急時対応(全体版)／内閣府政策統括官(原子力防災担当)泊地域原子力防災協議会
- ② 伊方地域の緊急時対応(全体版)／内閣府政策統括官(原子力防災担当)伊方地域原子力防災協議会
- ③ 他地域の緊急時対応を踏まえた東海第二地域の計画充実化に向けた検討項目【平成29年6月29日現在】

#### 5. 要 旨

内閣府([REDACTED])の進行の下、議事次第に従い、内閣府([REDACTED])及び資源エネルギー庁([REDACTED])から配布資料の説明があり、適時、質疑応答の時間が設けられる形で進められたので、資料記載以外の主な説明を次に列記する。

##### (1) 避難計画の充実化について

###### < 説明 >

- ▶ 泊地域では、道庁と PAZ・UPZ 内の各自治体における緊急時活動レベル(EAL1・警戒事態、EAL2・施設敷地緊急事態、EAL3・全面緊急事態)の体制にバラツキがあったため、EAL1で警戒本部を設置(泊村職員70人・共和町職員100人は全員が参集)、EAL2で災害対策本部に移行する形で統一。

▶ [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

▶ 泊村・共和町のバス集合場所には、職員 2 人を配置。衛星携帯電話(原子力施設等緊急時安全対策交付金で整備)や移動系防災行政無線により情報共有体制を確保する。

▶ [Redacted]

▶ [Redacted]

▶ 玄海地域では、「熊本地震」の影響で生活物資に不足が生じていたので、国が九州電力側と調整し、調達させた。

▶ [Redacted]

◀ 質疑応答, 意見 ▶

◎ 「泊地域の緊急時対応」(50 ページ)において、交通規制対策についての記載があるが、具体的にはどう行われるのか？(東海村・菊池)

④ 地図中、数か所の黄色の丸印が交通規制地点となるが、発電所方面への車両の進入抑制等が行われることになる。なお、交通規制は、警察にしかできないが、交通整理は、自治体に余裕があれば、その職員でもできるという考え方である。

◎ [Redacted] (水戸市 [Redacted])

④ [Redacted]

○ [Redacted] (ひたちなか市 [Redacted])

◎ 「泊地域の緊急時対応」(30 ページ)によると、EAL2 で PAZ 内の観光客を避難させ、企業従業員には帰宅を促すとしているが、事象の進展によっては、EAL2 から EAL3 に至る時間的間隔がないこともあり得、その場合、EAL3 で実施される住民の避難が始まることで、混乱を来してしまうのではないかと考える。住民の避難の前に観光客や企業従業員への防護措置を取ることにについて、それは、住民の避難前に完了することを前提としたものなのか、その辺りの考え方を伺いたい。(東海村・川又)

④ EAL2における観光客・企業従業員対象の措置については、住民の避難前にできることを進めてしまおうという考え方に立ったものであり、これにより、住民の円滑な避難が行えるという整理。前提としたものではない。\*1

\*1 >> 内閣府( )によるこの回答の後、内閣府( )から、( )、EAL2からEAL3に至る時間が短いときの防護措置については、東海第二地域の「緊急時対応」の取りまとめの過程であらためて整理していく旨の補足がなされた。

◎「泊地域の緊急時対応」(32ページ)において、北海道及び北海道バス協会は、「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、住民避難用バスを確保するとしている。車両については、EAL3で必要となる輸送能力が泊村で17台以上、共和町で34台以上と試算している中であって、PAZ・UPZ 町村が所在する後志地域のバス会社が保有する車両総数は1,252台とのことなので、台数的には十分なのであるが、EAL2・EAL3の状況下で運転手を確保するには、放射線防護等に関する正しい知識の普及も必要だと考える。このようなことを行うとした場合、実施者は自治体となるのか？

④ 運転手に対する原子力防災教育・研修については前例があり、それは内閣府で行う。

○「緊急時対応」の取りまとめに当たっては、市町村の意向・意見になるだけ耳を傾けるようにしてほしい。(茨城県( ))

(2) 今後の進め方(案)について

▶ 内閣府としては、次回開催までに、茨城県とも協議し、いつ？何の作業？を進めるのかの時期(「いつ」)をあえて特定しないような形で作業ステップをまとめ、提示する。なお、第4回目の作業部会は、お盆前にできるか？といったところで考えている。

▶ 作業部会については、これから何回となく開くことにあるが、地元のことをよく承知しているのは自治体の皆さんであり、必要な情報提供や助言など、積極的なかかわりをお願いしたい。

▶ 私( )は、これまで資源エネルギー庁や原子力規制庁にもいたことがある。( )  
 ( )  
 ( )  
 ( )

要措置事項

|       |     |        |                   |
|-------|-----|--------|-------------------|
| 開示の区分 | 開示  | 非開示の理由 | 東海村情報公開条例第6条第 号該当 |
|       | 非開示 |        |                   |
| 開示の区分 | 開示  | 開示可能時期 |                   |
| 開示の区分 | 非開示 |        |                   |



県) この後広域避難計画に関する勉強会としたい。

～10分間休憩

県) 市町村に次の課題について意見を頂きたい。

- ・ 複合災害時の第二避難場所, 代替避難ルート
- ・ 避難手段の確保
- ・ 避難退域時検査

県) 第二避難場所は, 広域避難先として割り当ての無いエリアとし, 特に紐付けしない。代替避難ルートは既存の幹線道路とする。

水戸)

県)

常陸大宮)

水戸)

水戸)

ひたちなか)

県) 避難退域時検査についてUPZの境界付近で調整している。現在検討しているところ。

常陸大宮)

常陸大宮)

ひたちなか)

高萩)

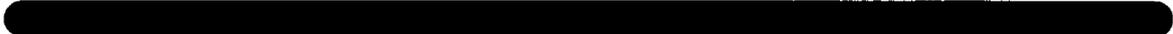
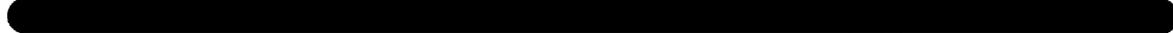
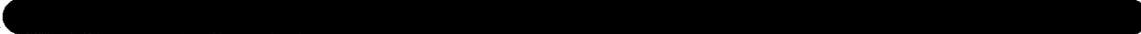
高萩)

県) 要援護者の避難について, 各市町村でどのように考えているのか, また個別に聞いていきたい。

また, 緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所についても, 市町村の考え方を確認して行きたい。

# 報告・連絡書

平成 30 年 5 月 18 日

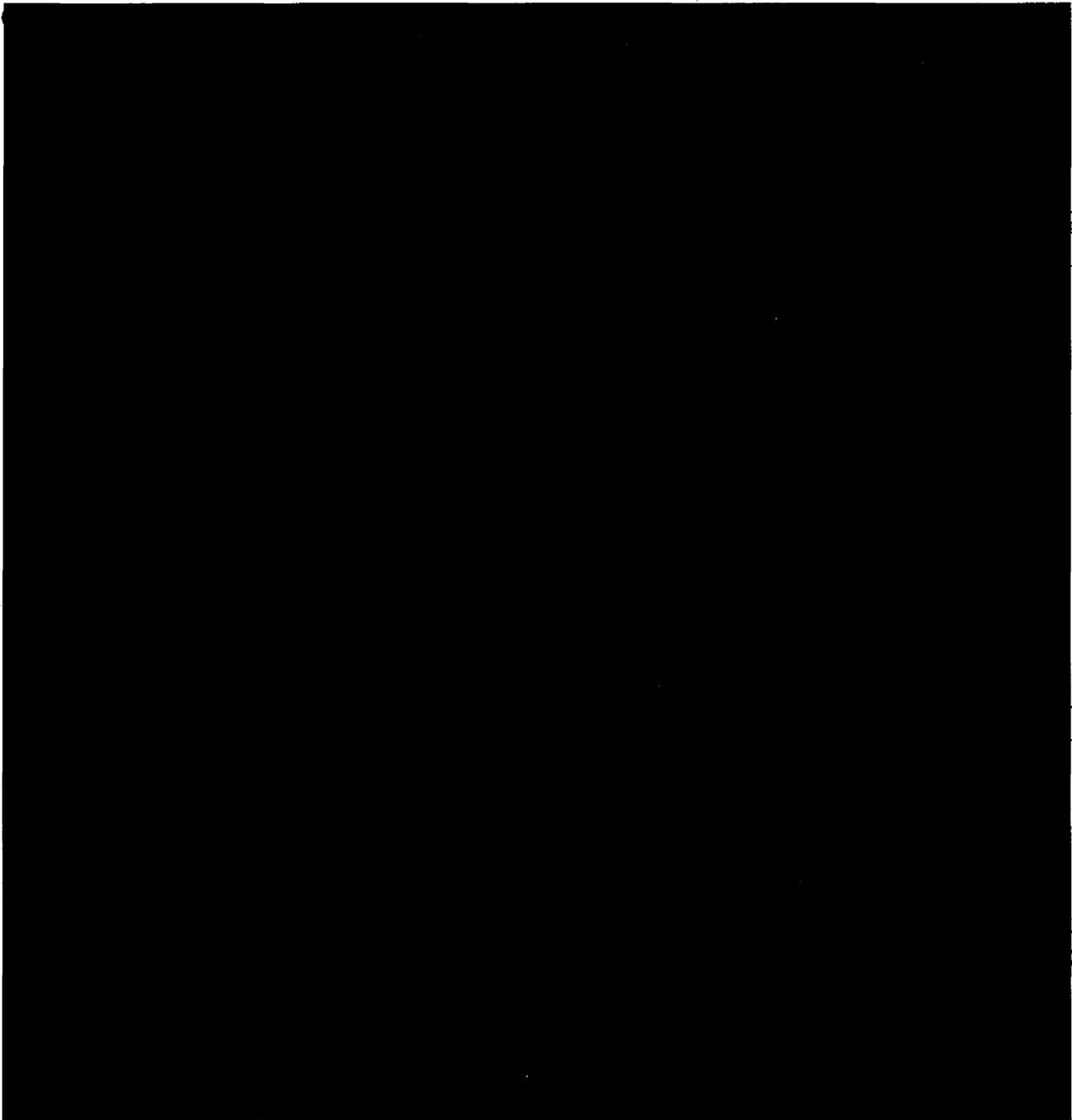
|   |  |   |  |   |
|---|--|---|--|---|
| 防災原子力<br>安全課長<br>  | 防災原子力<br>安全課長補佐<br> | 防災原子力<br>安全課係長<br> | 課員<br>    | 防災原子力安全課<br>消防防災・原子力安全担当<br>記録者職氏名<br>主事 田村 俊  |
| 相手方(会議名)  |  | あて先   | 区分<br>会議 <input checked="" type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来訪 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>  |   |
| 主題<br><b>第 6 回 東海第二地域原子力防災協議会作業部会</b>   |  |   |  |   |
| 1 日 時 平成 30 年 5 月 23 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 45 分まで<br>2 場 所 茨城県庁 6 階 災害対策本部室<br>3 参加者 別添出席者一覧のとおり (当課参加者 秋山係長, 田村 (記録者))<br>4 結 果 ・資料 1 により, 地域原子力防災協議会及び作業部会設置の趣旨等について説明。<br>・資料 2, 4 により, 茨城県及び各市町村における避難計画の進捗状況を共有。<br>・資料 3 により, 東海第二地域における緊急時対応の策定ステップを説明。<br>5 主な意見<br>内閣府: 作業部会の目指すところとして, 緊急時対応の策定過程において, 自治体の避難計画の具体性・合理性を確認していくことを最終目標としている。ただし, 決して緊急時対応を作成するだけのものではなく, 既に緊急時対応を策定している他地域の事例を予め共有することで, 避難計画策定のプロセスの中で, 具体性・合理性を高めていければと考えている。<br>ひたちなか市: <br>県保健体育課: 現在, 避難マニュアルの改訂に取り組んでいるが, 時間がかかっているため, 具体的なスケジュールは示せない。<br>内閣府: 全国的に見ると, 児童・生徒には早期に避難させることになるが, 県保健体育課においても検討を重ねているところになると思う。<br>東海村: 放射線防護施設の食糧備蓄が 1 週間に満たない施設については, 備蓄の増強を検討するとあるが, 放射線防護施設については, 備蓄に限らず想定退避期間を屋内退避できるよう燃料タンク, 雑用水貯水槽及び排水貯水槽等の整備も実施しているところである。それらの改修費についても, 内閣府で考えているのか?<br>内閣府: 確認する。<br>東海村: <br><br><br><br><br>内閣府: <br><br>日立市: <br>県保健体育課: 教育委員会で公立学校に対して調査を実施しているが, 8 割を超える学校が策定しているとの回答を得ている。登下校中に避難指示が出た場合どのような対応をとるのか等を盛り込んだ計画となっている。<br>日立市: <br>内閣府: 地域によって方法は違う。基本的には自治体において把握していただきたい。内閣府でできることは, 事例を探すことになる。<br>高萩市: <br><br>内閣府: O I L 1, 2 に該当する地域が特定され, 一時移転の指示と併せて安定ヨウ素剤の配布指示を |  |   |  |   |

行うので、指示を受けて対応できるようにして頂きたい。

茨城県：各市町村において、今後勉強会で取り上げて欲しい項目はあるか。茨城県が主導する項目と市町村で個別に取り組む項目があると思う。在宅の避難行動要支援者数の把握や安定ヨウ素剤の緊急時配布については、市町村において検討が進まない項目であるため、これらの項目を勉強会の議題にしたいと考えている。

水戸市：

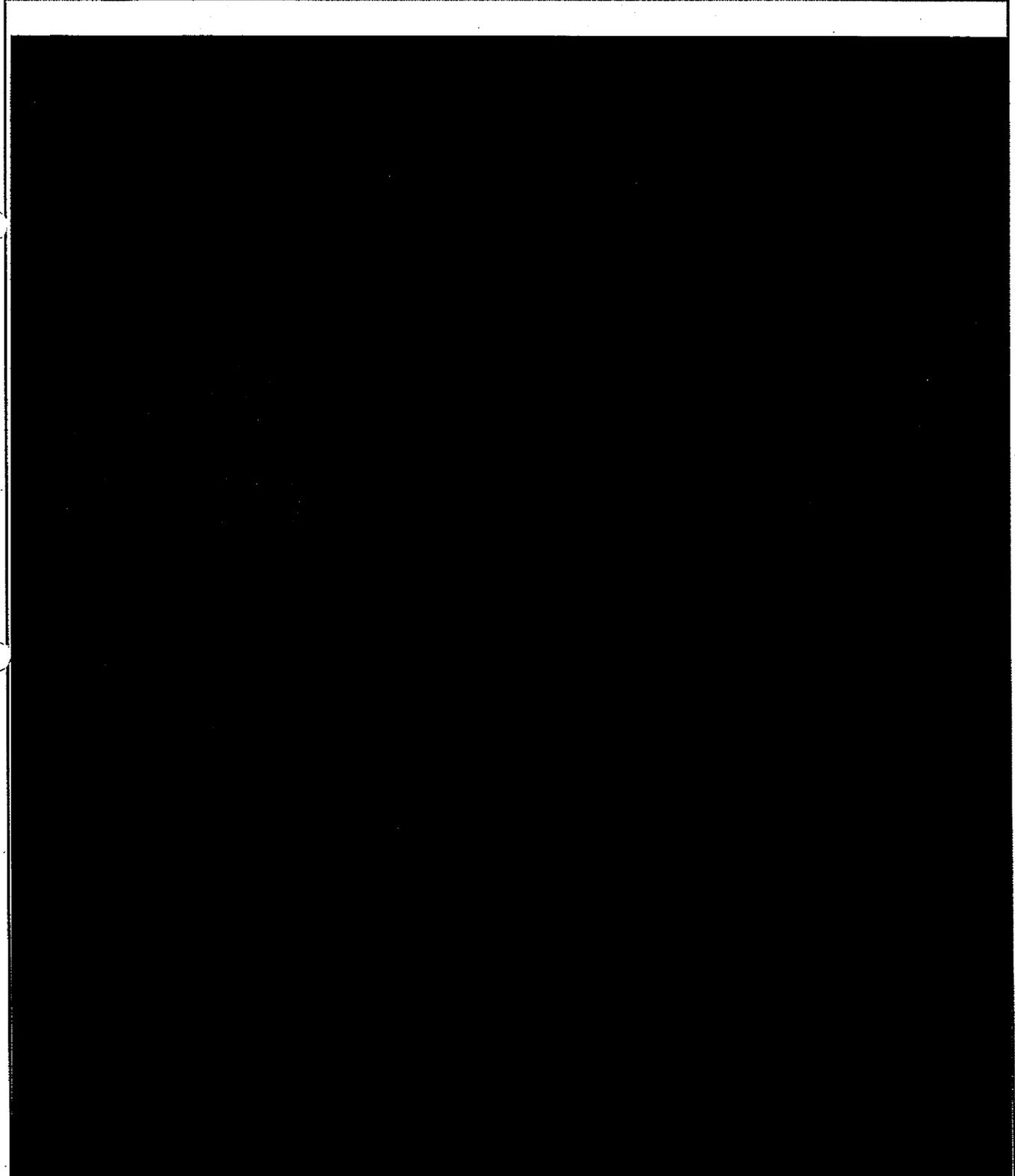
内閣府：

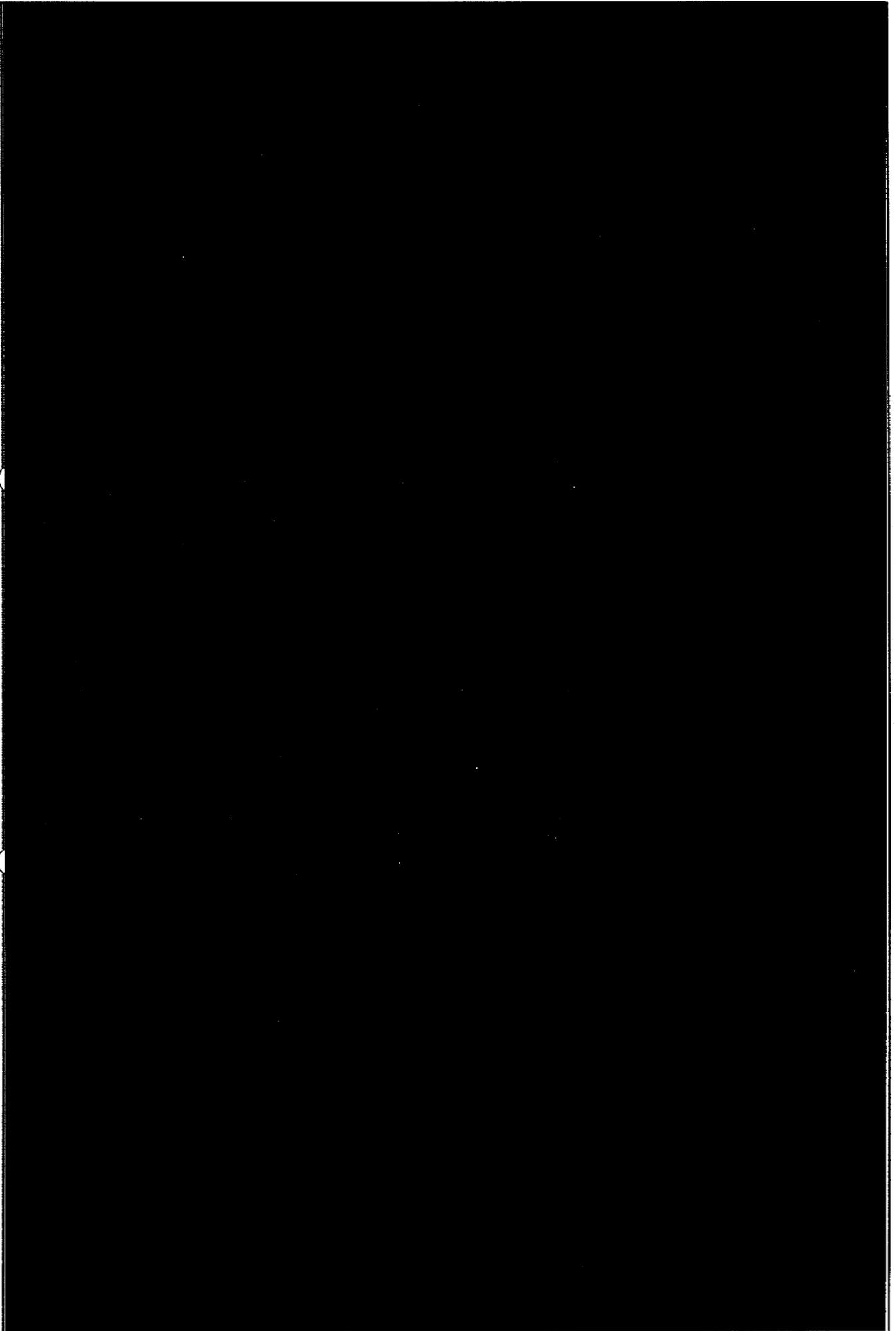


# 報告・連絡書

平成 30 年 10 月 29 日

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| 防災原子力<br>安全課長<br> | 防災原子力<br>安全課長補佐<br> | 防災原子力<br>安全課係長<br>  | 課員<br><br>    | 防災原子力安全課<br>消防防災・原子力安全担当<br>記録者職氏名<br>主事 田村 俊充  |
| 相手方(会議名)   | あて先  | 区分<br>会議  電話  来訪 その他 |  |  |
| 主題<br>[Redacted] 第 7 回 東海第二地域原子力防災協議<br>会作業部会  |  |  |  |  |





【②第7回東海第二地域原子力防災協議会作業部会】

1 日 時 平成30年10月26日(金)午後3時45分から午後4時20分まで

2 場 所 茨城県庁6階 災害対策本部室

3 参加者 別紙のとおり

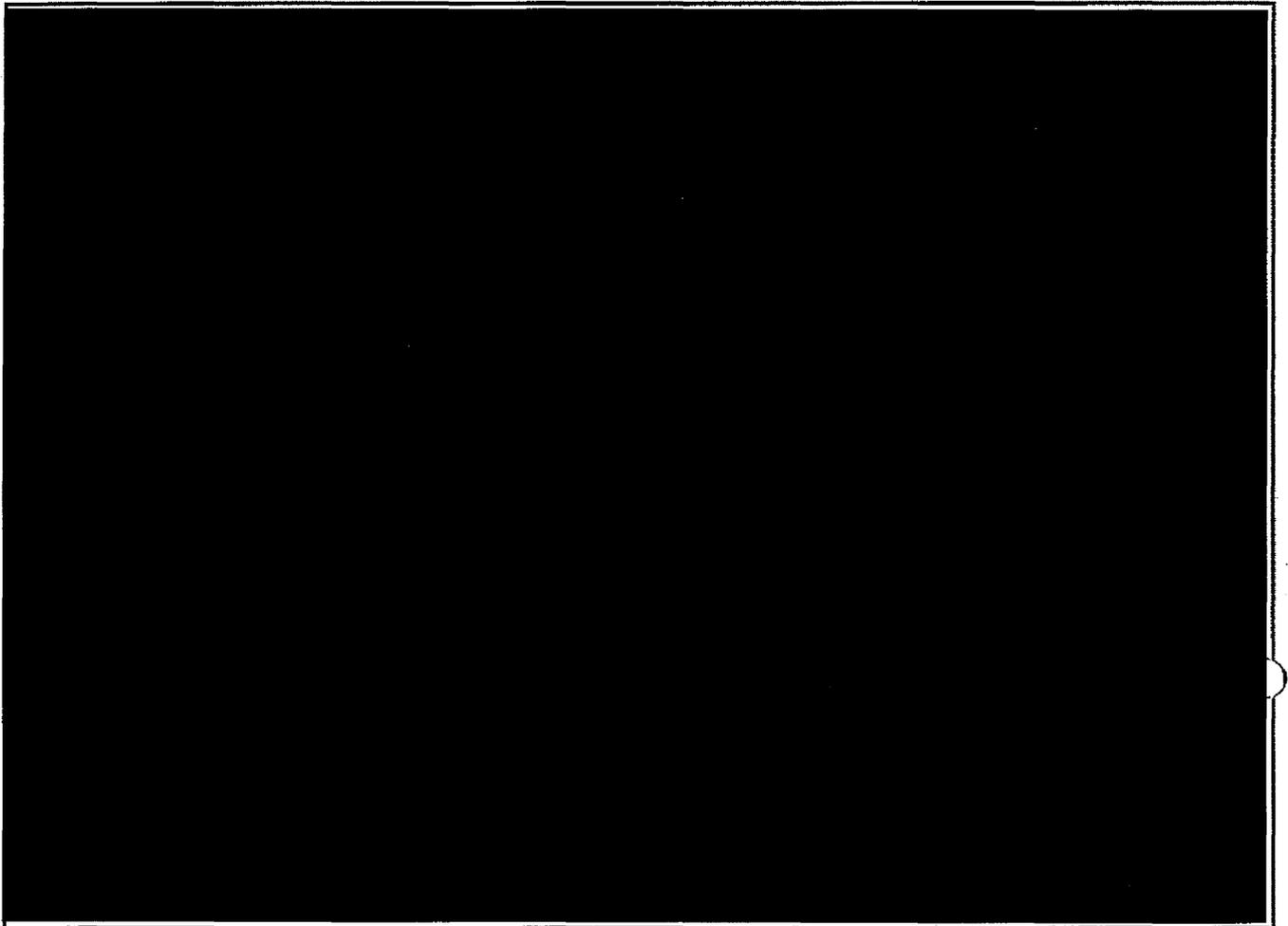
4 内 容

(1) 安定ヨウ素剤の緊急時配布について

内閣府から、勉強会で決まった方針で、各自治体で選定を進めてもらえればと思う。この方針は、原則論になるため、各自治体で共通認識を持ってもらえればと思うと発言。

(2) 東海第二発電所設置変更許可の概要について

原電●●氏から、資料により、東海第二発電所における安全対策を主に説明があった。

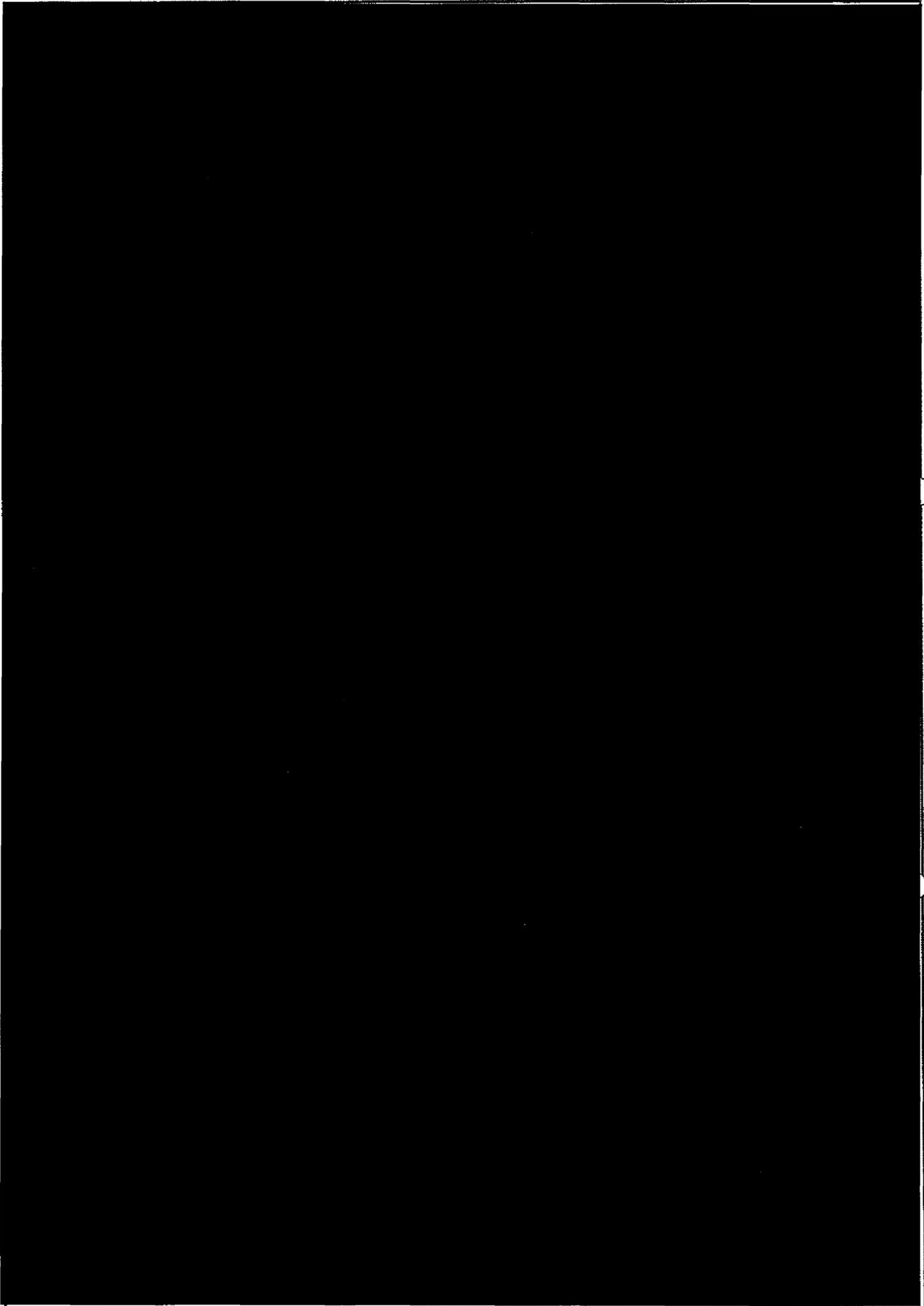


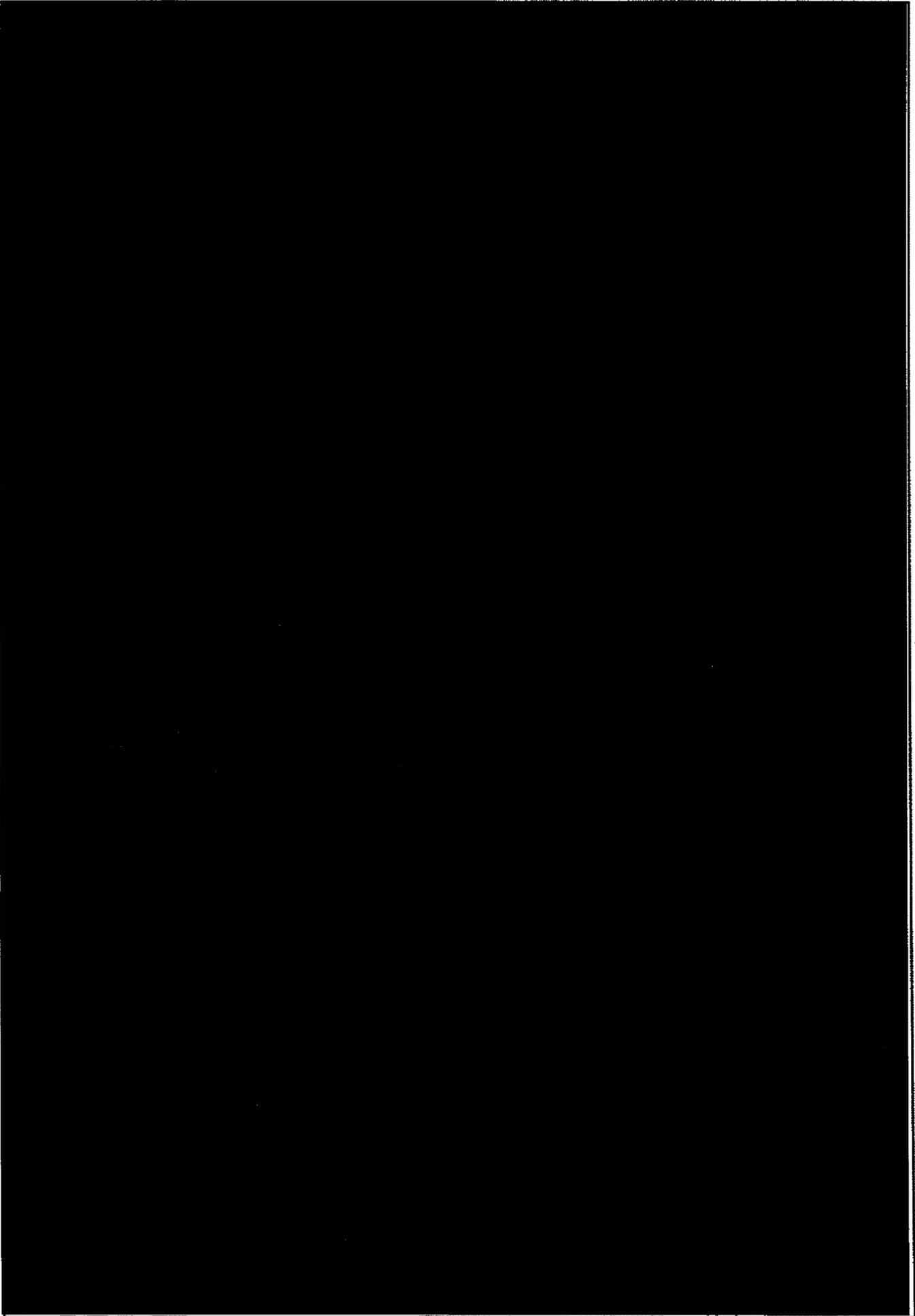
○

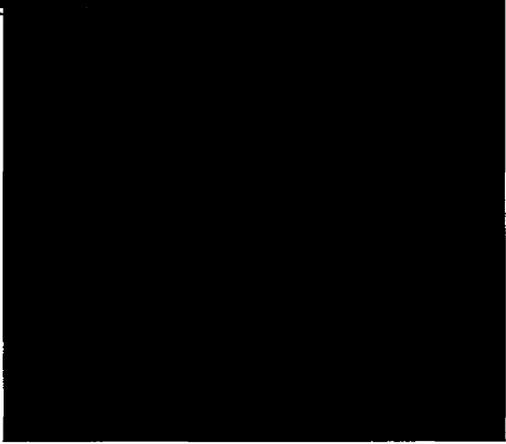
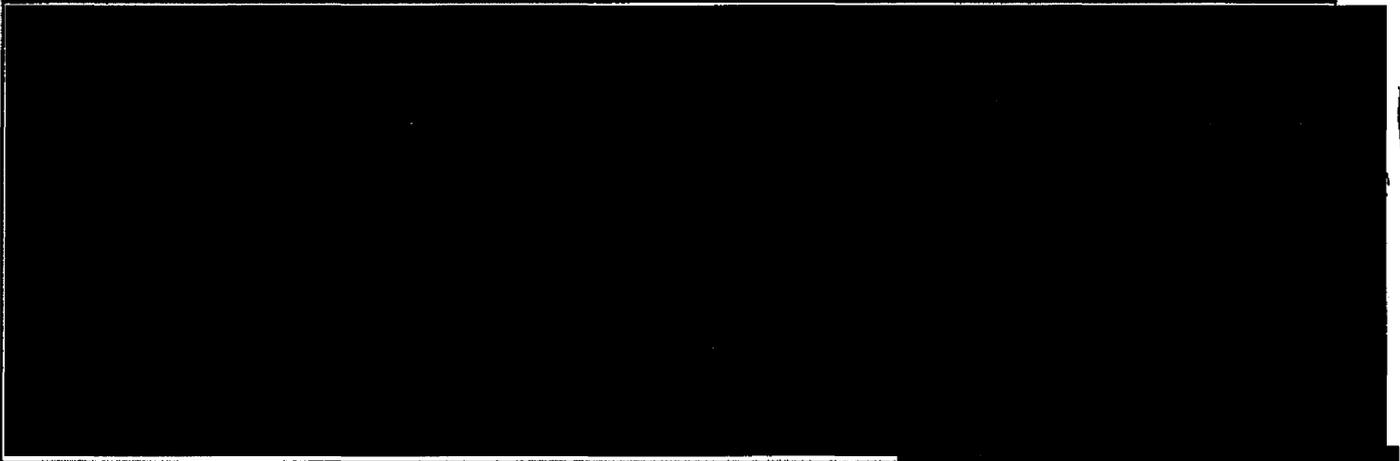
# 報告・連絡書

令和2年3月19日

|   |  |   |   |  |
|---|--|---|---|--|
| 防災原子力<br>安全課長<br><br>  | 防災原子力<br>安全課長補佐<br><br>  | 防災原子力<br>安全課係長<br><br> | 課員<br><br>    | 防災原子力安全課<br>消防防災・原子力安全担当<br>記録者職氏名<br>主事 田村 俊充  |
| 相手方(会議名)  | あて先  | 区分<br>会議 電話 来訪 その他  |   |  |
| 主題<br>第8回東海第二地域原子力防災協議会作業部会   |  |   |   |  |
| 【第8回東海第二地域原子力防災協議会作業部会】<br>1 日 時 令和2年3月19日(木) 午後1時30分から午後2時10分まで<br>2 参加者 別紙のとおり(茨城県関係課及び一部のオブザーバー(事業所)が不参加)<br>3 内 容<br>(1) <u>安定ヨウ素剤の事前配布に係る運用等について</u><br>・2月3日に開催した道府県会議で説明したものと同様の資料。UPZについては、原則屋内退避を実施し、緊急時に安定ヨウ素剤の服用が必要な地域に緊急配布を実施することが基本であるが、事前配布により避難等が一層円滑になると想定される住民に対して事前配布を可能とすることにした。さらに、事前配布の手法としては、役所及び保健所等の公共施設で実施する際は、保健師・薬剤師のチェックシート確認により配布を可能(必要に応じて医師への受診勧奨)とした。<br>(2) <u>事態に応じた避難行動にかかる住民理解の促進についての全国各地域における取組状況について</u><br>・内閣府から各地域における住民理解の促進事例の紹介(パンフレット、アプリ、専用ウェブサイト、住民説明会、訓練DVD)。<br>(3) <u>日本原子力発電東海第二発電所の安全性向上対策と現状について</u><br>・原電から東海第二発電所における安全性向上対策工事の状況説明(令和元年度第1回原子力所在地域首長懇談会と同様の資料で説明)。<br>(4) その他<br>・放射線防護施設について、国の補正予算により例年対応している<br>東海第二地域は人口が多く、もう少し施設整備を進めたいと考えている。<br>令和元年度第1回原子力所在地域首長懇談会において、内閣府佐藤審議官から新設を含めて放射線防護対策工事を進めてほしいと説明したが、全く受け入れられないというわけではないが、既存の施設を優先に整備を検討していただきたい。→内閣府の意向?<br>【質疑応答】<br>誰の話?<br>(東海村) 広報手段の紹介があったが、内閣府原子力総合防災訓練や各県で実施している訓練等で有効性の確認もしているのか。実績があればご教示いただきたい。<br>(内閣府) 鳥取県の原子力防災アプリについては、原子力総合防災訓練において使用した。平常時にアプリをインストールしていただくことで、クライシスがあがってきた際に、視覚的に確認することができるものである。原子力総合防災訓練で使用したことで、多くの方にもインストールしていただいた。<br>(県(業務課)) 安定ヨウ素剤の事前配布について、<br>各市町村へ確認のアンケートを実施したいと考えている。 |  |   |   |  |







Q

# 報告・連絡書

令和2年7月28日

|   |                      |                         |                            |   |  |
|---|----------------------|-------------------------|----------------------------|---|--|
| 村民生活部長<br>(佐藤)  | 防災原子力<br>安全課長<br>(川) | 防災原子力<br>安全課長補佐<br>(平根) | 防災原子力<br>安全課係長<br>(池) (山路) | 課員<br>(佐藤) (池) (藤井)   | 防災原子力安全課<br>消防防災・原子力安全担当<br>記録者職氏名<br>主任 田村 (田村) |
| 相手方(会議名)  |                      |                         | あて先                        | 区分<br><input checked="" type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来訪 <input type="checkbox"/> その他 |  |
| 主題<br>第9回東海第二地域原子力防災協議会作業部会   |                      |                         |                            |   |  |
| 1 日時 令和2年7月28日(火) 午前10時から午前10時40分まで<br>2 場所 東海村役場行政棟5階 災害対策本部室(テレビ会議)<br>3 出席者 内閣府(原子力防災担当), 原子力規制庁, 茨城県, UPZ14市町村<br>(村出席者: 防災原子力安全課 山路係長, 田村)   |                      |                         |                            |   |  |
| 4 議題<br>(1) <u>各市町村での一般防災におけるコロナウイルス感染対策について</u><br>資料1により, 一般防災における感染症対策の検討状況として, 衛生資機材の備蓄, ホテル・旅館を含めた避難先施設の確保, 資機材や避難先等に不足が生じた場合の対策について, UPZ14市町村の検討状況の共有を受ける。<br>いずれの項目についても未検討と回答する自治体がなく, 内閣府としては, 引き続き前向きに検討を進めてほしいとのこと。<br>(2) <u>広域避難計画に盛り込むべきコロナウイルス感染対策の内容について</u><br>資料2により, 内閣府が道府県会議で各道府県に示した, 「新型コロナウイルス感染拡大をふまえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方」において, 内閣府がまとめた基本的な考え方の説明を受けるとともに, 女川地域の緊急時対応(改定)について説明を受ける。<br>内閣府における基本的な考え方としては, 「各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と, 感染防止対策を可能な限り両立させ, 感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すること」としており, 具体的な取り組みについては, 以下のとおりとしている。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・避難又は一時移転を行う場合には, その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため, 避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離, 人と人との距離の確保, マスクの着用, 手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</li> <li>・自宅等で屋内退避を行う場合には, 放射性物質による被ばくを避けることを優先し, 屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わない。</li> <li>・自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には, 密集を避け, 極力分散して退避することとし, これが困難な場合は, あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難する。</li> <li>・避難所における感染防止対策については, 基本的に, 自然災害の場合と原子力災害の場合とで異なることなく, この点に関して新型コロナウイルス感染症対策として内閣府政策統括官(防災担当)等の発出した文書は, 原子力災害の場合にも, 原則適用される。</li> </ul> 女川地域の緊急時対応の改定にあたり, 感染症等の流行下における各府防護措置の具体化に係る対応方針として, 「避難車両, 避難所などにおける感染拡大防止」, 「屋内退避時の感染拡大防止」を示し, |                      |                         |                            |   |  |

以下の具体的対策を盛り込むこととしている。

- ・避難者又は、一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ・原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難者や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。
- ・自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出される間は原則行わない。
- ・自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分際して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。

女川地域の緊急時対応においては、「感染症の流行下でのPAZ内の防護措置」として、避難者の種別をSE要避難者、一般住民の区分けのみではなく、感染者（重症）、感染者（軽症者等）に係る区分も設けて避難のフローを作成している。なお、UPZの防護措置については、屋内退避を原則とするため、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。

※議題として、「広域避難計画に盛り込むべきコロナウイルス感染対策の内容について」と挙げるものの、具体的に市町村が作成を進める広域避難計画に盛り込むべき事項の説明はなされなかった。

※その他、[REDACTED]以下のコメントが伝えられる。

- ・各地域で状況が異なり、感染症対策を検討する中で、東海第二地域は避難者数が多く、避難先が県外に及ぶことが大きな問題であると認識している。
- ・現在各自治体が結んでいる協定についても、再調整しなくてはならない恐れもある。
- ・感染者については最初から病院に行っているが、1番の問題は感染しているかわからない人への対応。一時集合場所では検温や問診の実施により感染の疑いがある人を確認する必要性が生じ、また、自家用車避難の避難者は、避難所まで検温するタイミングがないため、避難所でも検温する必要があり、対応が複雑化する。
- ・内閣府としても、広域避難時の感染症対策について答えが見つかっていないが、本日の作業部会が検討のスタートとしたいと考えている。

#### 【質疑応答】

(東海村) 女川地域の緊急時対応について説明を受けたが、女川地域の市町村の広域避難計画において、例えば、一時集合場所での検温等の具体的な事項を記載している自治体はあるのか。

(内閣府) 把握していないが、具体的に記載しているところはないと認識している。

(東海村) 女川地域の緊急時対応については、道府県会議の資料として、茨城県を介して提供を受けたが、“ピストン輸送”が感染症対策の1つとして記載されている。[REDACTED]

(内閣府) UPZ圏外の近場の地域への避難に際しては有効であるが、遠距離の避難については時間が掛かり有効ではない手法でもあるので、地域の特性を踏まえた対策が必要である。

(東海村) 軽症者の避難について、感染者の情報が共有されれば、事前に避難方法等の調整が可能であるが、現実、保健所とのやり取りをする中で、感染者の情報はもらえない。

(内閣府) 保健所との情報共有について具体的な話は進めていない。感染者については、感染が分かった段階で隔離されているはず。内部で検討する。保健所で手に入れている情報を市町村の災害対策本部でもらえるようにしたい。

(常陸大宮市) [REDACTED]

(内閣府) 国でまとめているものはないが、自衛隊等で事例があるか確認したい。

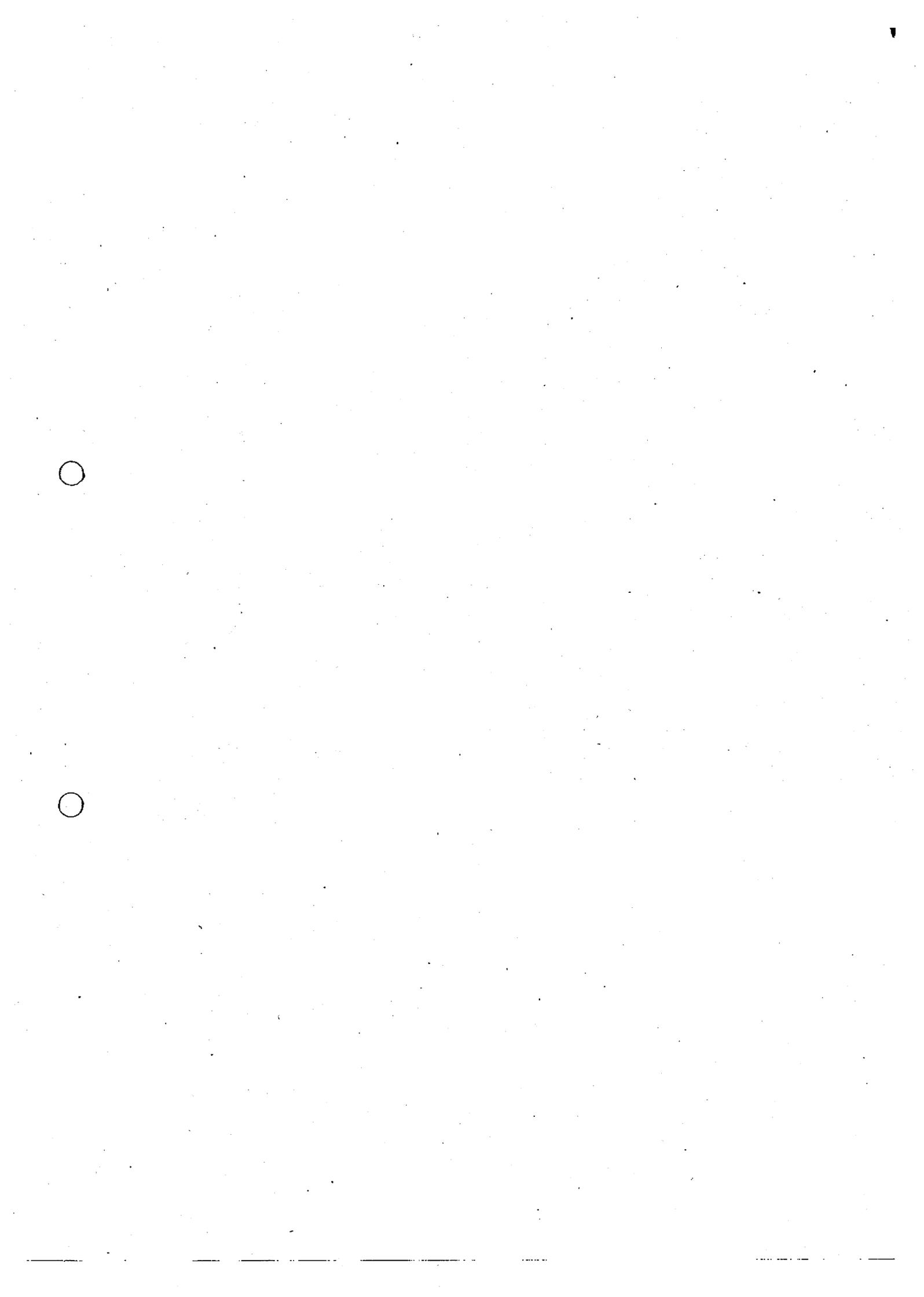
(常陸大宮市) [REDACTED]

(大洗町) [REDACTED]  
[REDACTED]

(内閣府) 内閣府として、そこまで考えていないが、なるべく避難者が自分の考えで動くことを避けることを大前提に考えたい。自由に住民避難が実施されると、本来避難する人が避難できない恐れがあるため、避難のタイミングだけは整理したい。

(大洗町) [REDACTED]  
[REDACTED]

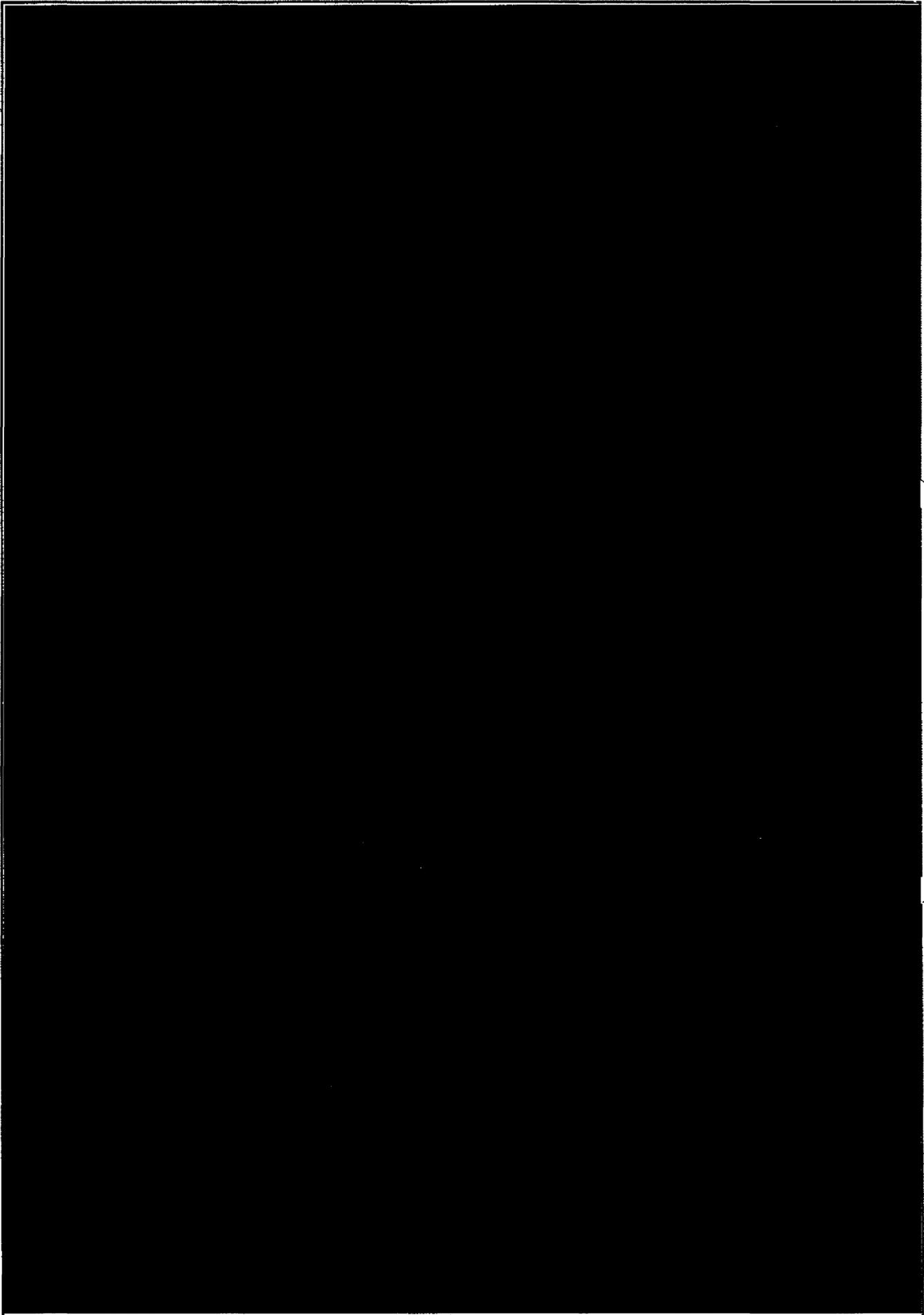
(内閣府) 指定避難所で不足する場合には、新たな避難所として、ホテル・旅館等の施設の活用を検討するなどするしかないかもしれないが、内閣府でも対策を考えていきたい。

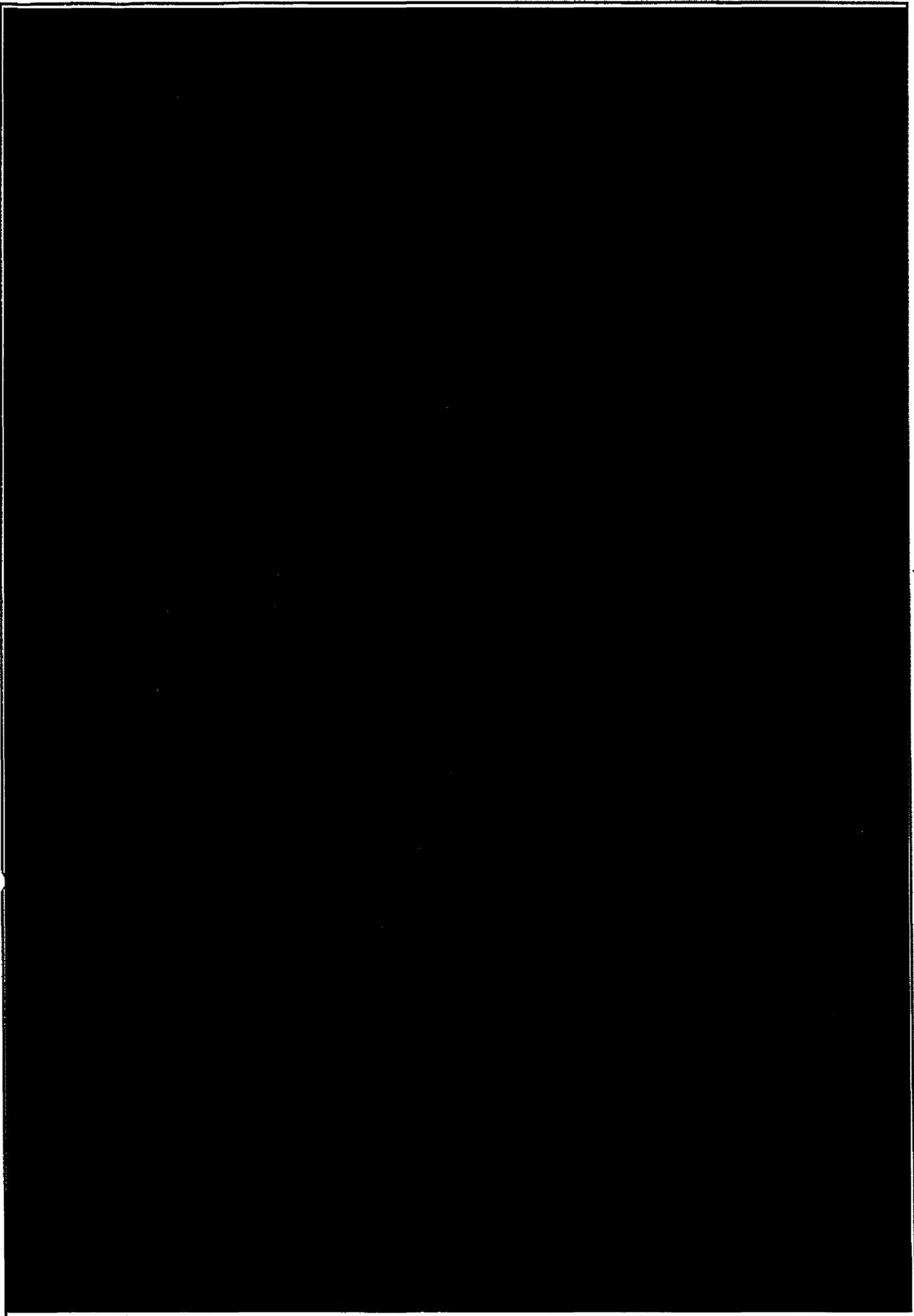


# 報告・連絡書

令和2年10月19日

|   |  |  |   |  |  |
|---|--|--|---|--|--|
| 村民生活部長<br> | 防災原子力<br>安全課長<br> | 防災原子力<br>安全課長補佐<br> | 防災原子力<br>安全課係長<br>  | 課員<br>  | 防災原子力安全課<br>消防防災・原子力安全担当<br>記録者職氏名<br>主任 田村 俊充  |
| 相手方(会議名)  |  |  | あて先<br>            | 区分<br><input checked="" type="checkbox"/> 会議 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来訪 <input type="checkbox"/> その他  |  |
| 主題<br>第10回東海第二地域原子力防災協議会作業部会  |  |  |   |  |  |
| [Redacted Content]  |  |  |   |  |  |





【第10回東海第二地域原子力防災協議会作業部会（午後2時40分から午後3時10分まで）】

(1) 感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン（案）について

・本来であれば当該ガイドラインは、10月16日に公表することを考えていたが、専門家からの意見調整に時間を要しており、案の状態の説明。専門家からの意見としては、以下の3点である。

▶濃厚接触者とそれ以外の者と記載していたが、濃厚接触者と発熱等の感染の疑いのある者は分けて考えるべきであり、濃厚接触者、発熱等の感染の疑いのある者、それ以外の者の3グループに分けること。

▶換気について、被ばくリスクの観点から、全面緊急事態以降は原則換気を行わないこととしたが、例外として、全面緊急事態以降も放射能物質の放出に留意しながら30分に1回程度換気することを追加すること。

▶車両の乗車について、濃厚接触者と発熱等の感染の疑いのある者については、個別搬送が好ましいと意見が生じているが、また、バス乗車のレイアウトについても、案で示しているレイアウト（P19参照）では、人と人の間隔を空けず乗車することとしていたが、現在は車両の両端に乗車させることを考えている。

【質疑応答】

(茨城県) 防護措置のガイドラインにおいては、車両・避難所・マンパワーの不足への対応が示されていないが、内閣府の考えがあれば教えていただきたい。また、避難車両のレイアウトについて、十分な車両の調達が見込まれる際には間隔を空ける旨の記載があるが、東海第二地域は人口が多く、十分な車両の確保ができないことが想定され、その場合は、自治体の判断で間隔を空けずに避難者を乗車させて良いのか。

(内閣府) 必要に応じて他県に避難所の協力を求めることも必要になると考えている。また、マンパワーについては、国から人員を派遣することは緊急時の最後の手段として考えており、事業所やJAEA等国の関係機関、他県からの協力などを議論していきたい。避難車両のレイアウトについては、十分な車両の確保が見込まれない場合には、自治体の判断で対応していただきたい。住民の生命・身体の安全を第一に考えていただき、仮に、バスに多くの住民を乗車させるにしても、普段から行動を共にしている人をグルーピングさせて乗車させるなどの対応が考えられる。

(常陸大宮市) [Redacted]

(内閣府) 車両をビニールシートで区切る方法については、自衛隊がダイヤモンドプリンセス号の感染者を輸送する際の養生の方法を参考にしている。

(東海村) ガイドラインには、「可能な限り」「方針を示す」という言葉が多く、自治体に弾力的な対応を任せていただけるのはありがたいが、ベースとなる部分は、はっきり示していただきたい。自治体ごとに感染症対策の検討を進め、結果的に他地域の取り組みが [Redacted] だという話にな [Redacted]

勉強会の際に、安定ヨウ素剤の緊急配布のタイミングについて情報提供があったが、この点についても [Redacted] 地域間で異なるタイミングで配布することになっている。PAZとUPZが混在している自治体では、より一層指示が複雑化し、 [Redacted] のアンケートにおいても、指示が出てから行動する人が多いため、全国的にどのタイミングで安定ヨウ素剤の配布をするのか整理した方がよい。

(内閣府) PAZの事前配布が全住民に出来ていないことが現状であり、その状況は他の地域も同様であると認識している。安定ヨウ素剤の担当が不在であるため、持ち帰り検討したい。

感染症対策の [Redacted] となる部分については、6月に示した基本的な考え方がベースになると考えている。詳細な部分については、自治体で事情が異なる [Redacted] 優良事例 [Redacted]

[Redacted]

は参考にしつつ、取りまとめを進めていただくも、質問の趣旨は承知した。

その人口の9割は [Redacted] と言って [Redacted] 参考に [Redacted] かも [Redacted] ない。 [Redacted] だよ。 [Redacted] なるもの [Redacted] はあり [Redacted] 方がよい [Redacted] と思う。



